

廿日市市暴力団排除条例を制定

廿日市市から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保することを目的として、廿日市市暴力団排除条例を、平成24年4月1日から施行しました。市・市民・事業者などの役割を明らかにして、地域が一体となり、暴力団の排除を推進するために、必要な措置を定めるものです。

市民の安全で平穏な生活を確保するために

問合せ 自治振興課 危機管理課 自治企画係 危機管理係 ☎ 09137 09102

市民の安全で平穏な生活をすることを目的として、廿日市市暴力団排除条例を、平成24年4月1日から施行しました。市・市民・事業者などの役割を明らかにして、地域が一体となり、暴力団の排除を推進するために、必要な措置を定めるものです。

1 廿日市市暴力団排除条例の概要
暴力団排除活動の推進に関する基本的施策など
○事務事業に係る暴力団排除措置
○公共施設からの暴力団排除措置
(県・市)
暴力団の活動のために公共施設を利用および使用させないこと。
○県民・市民・事業者の役割
(県・市)
暴力団員などと不適切な関係を利用されること。
○祭礼、花火大会、興行などの主催者などは、行事の運営に暴力団関係者を関与させてはならない。

2 禁止事項
○祭礼などにおける措置(市)
暴力団排除の施策に協力すること。
○祭礼、花火大会、興行などの主催者などは、行事の運営に暴力団関係者を関与させてはならない。

持つことなく、暴力団との関係の遮断を図り、県、市町が実施すること。
当該行事において、みこしなど暴力団排除の施策に協力すること。
○祭礼などにおける措置(市)
暴力団員などを利用すること。
暴力団員などであることを知りながら、これを参加させ、または露店を出させること。
たは露店を出そうとするものが暴力団員などであることを知りながら、これを参加させ、または露店を出させること。

住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金

住宅用太陽光発電システムに、市から補助金を交付します

問合せ 地域環境創造室 環境推進係 ☎ 09147

住宅用太陽光発電システムを住宅に設置する人に対して、市から補助金を交付します。

補助の対象になる人

- 1 市内の自ら居住、または居住する予定の住宅(事務所、店舗などとの兼用可)に太陽光発電システム(以下システム)を設置する人
- 2 システムが設置された市内の建売住宅を購入する人

補助を受けるために必要なこと
1 本市の区域内に住所を有する個人であること。

2 これから住宅にシステムを設置、またはシステム付きの建売住宅を購入する個人であること
(申請前に工事に着手した場合や既に使用している場合は対象外)。

3 設置する建物が、自らの所有でない場合は、所有者に書面で設置の承諾が受けられること。

4 平成25年1月31日(木)までに申請し、平成25年3月11日(月)までに実績報告書が提出できること。

5 自ら電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の受給契約を結ぶこと。

6 市税などの滞納がないこと。

補助の対象となるシステム
1 住宅の屋根などへの設置に適し、低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。

2 太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のシステムであること。

3 太陽光発電普及拡大センター(J-PPEC)の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金

4 未使用品のシステムであること
(中古品は対象外)。

申請方法
申請書に必要書類を添えて、市役所6階地域環境創造室へ直接提出(郵送不可)。申請書類は、市役所地域環境創造室で配布しているほか、市のホームページからダウンロードできます。

募集期間 4月2日(月)～平成25年1月31日(木)
(先着順。募集件数に達し次第受付を終了)

交付金額 1件50,000円

浄化槽の付け替えに補助金

くみ取り便所などの改装費用の一部を補助

問合せ 地域環境創造室 環境推進係 ☎ 09147

本市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は、補助の対象外となります。

対象地域 次の区域を除く市内全域
・公共下水道事業の認可区域
・農業集落排水処理事業の計画区域
・団地浄化槽などの集合処理施設

補助を受けるために必要なこと
1 本市の区域内に住所を有する個人であること。
2 くみ取り便所や単独処理浄化槽設置に要する費用の3分の1以内または、左記防除用対象施設ごとの上限額以内のいずれか低い金額

申請方法
役所6階農林水産課または、各地域の農林業担当窓口へ問い合わせてください。

申請期限 10月31日(水)
※交付は予算の範囲内のため、申請順です

申請方法
申請書に必要書類を添えて、市役所6階地域環境創造室へ直接提出(郵送不可)。申請書類は、市役所地域環境創造室で配布しているほか、市のホームページからダウンロードできます。

募集期間 4月2日(月)～平成25年1月31日(木)
(先着順。募集件数に達し次第受付を終了)

交付金額 1件50,000円

協働のまちづくりへ向けて組織体制を整備

問合せ 人事課 行政管理係 ☎ 09124

市の組織・機構を一部変更

改編後の組織 改編後の組織が担当する事務の内容 直通電話番号 場所 変更の内容

自治振興部 協働推進課	協働推進係	協働のまちづくり条例の推進、市民やまちづくり活動団体との協働の推進など	☎ 09124-3810	市民活動センター	地域協働課とまちづくり推進室を統合し、協働推進課を新設しました。
	国際交流・多文化共生担当	国際交流、多文化共生推進、国際交流団体の活動支援など			
分権政策部 広報統計課	広報統計係	広報紙の発行、市民相談、市民意見の受付、各種統計調査、統計書の発行など	☎ 09121 ☎ 09122	市役所4階	総合政策課から広報広聴・統計の業務を新設の広報統計課に移しました。

サルやイノシシなどから農作物を守る設備の一部を補助

問合せ 農林水産課 農業振興係 ☎ 09143

サルやイノシシなどから農作物や林産物を守るために、市内で防除用施設を設置する農林業を営む人に対し、補助金を交付します。

対象者 次のいずれかに該当する人
①農業を営む人 所有農地または所有山林以外の保有農地における耕作面積が、おおむね10アール以上の農産物の生産・販売者が、おおむね1ヘクタール以上ある農地を営む人 所有山林または所有の林業および特用林産物の生産・販売者

申請方法 補助金の交付を希望する場合は、防除用施設を購入する前に、各地域の担当窓口での申請が必要です。詳しくは、市

対象施設および補助金額

対象施設	補助金額
電気柵	上限額 35,000円
防護柵	上限額 30,000円
捕獲柵	上限額 65,000円
防除網	上限額 30,000円
箱わな	上限額 50,000円

※捕獲柵・箱わなの使用は、狩猟免許および捕獲許可が必要です

※交付は予算の範囲内のため、申請順です

申請期限 10月31日(水)
※交付は予算の範囲内のため、申請順です

その他の変更
○分権政策部財政課に予算係を新設しました。
○自治振興部自治振興課を自治企画係と地域活動施設係に再編しました。
○自治振興部市民課の住基・戸籍係を市民第1係および市民第2係に再編しました。
○教育部教育総務課総務企画係を総務係と企画調査担当に再編しました。
○消防本部総務課に職員係を、警防課に施設装備係と消防団係を新設しました。

改編後の組織	改編後の組織が担当する事務の内容	直通電話番号	場所	変更の内容
自治振興部 協働推進課	協働推進係	☎ 09124-3810	市民活動センター	地域協働課とまちづくり推進室を統合し、協働推進課を新設しました。
	国際交流・多文化共生担当			
分権政策部 広報統計課	広報統計係	☎ 09121 ☎ 09122	市役所4階	総合政策課から広報広聴・統計の業務を新設の広報統計課に移しました。